

ながおかきょうししょう しゃそうだんいんつうしん 長岡京市障がい者相談員通信

この通信は、長岡京市障がい者相談員から、ちょっとした悩みを抱えておられる方々へお届けするものです。とくにお悩みのない方も読み物としてお楽しみください。

障がい者相談員ってどんな人？

国の制度に基づいて、市の相談員として活動しています。市民からの障がいに関する相談に乗り、アドバイスをしたり、市役所や病院など必要な機関につなげたりしています。

- 身体障がい者相談員 … 視覚・聴覚・肢体のいずれかの身体障がいのある人
- 知的障がい者相談員 … 知的障がいのある人の家族

心身障がい者相談

身体障がい者相談員、知的障がい者相談員による相談を実施しています。(無料、予約不要)

障がい者相談員には個人情報保護・守秘義務があります。安心してご相談ください。

日々のちょっとした愚痴でも大丈夫！気軽な気持ちでお喋りに来てください。

❖場所：市役所新庁舎 3階相談室

❖日時：毎月18日(土日祝日の場合は翌平日)午後1時～4時 ※4月、10月は午後2時～4時

令和6年度の日程

日程	担当相談員の区分	日程	担当相談員の区分
4月18日(木)	全員	10月18日(金)	全員
5月20日(月)	視覚、知的	11月18日(月)	視覚、知的
6月18日(火)	聴覚、肢体	12月18日(水)	聴覚、知的
7月18日(木)	肢体、知的	1月20日(月)	視覚、肢体
8月19日(月)	肢体、知的	2月18日(火)	聴覚、肢体
9月18日(水)	聴覚、肢体	3月18日(火)	視覚、知的

※相談員に直接連絡し、相談することもできます。

連絡先は「障がい者福祉のしおり」の10ページをご参照いただくか、障がい福祉課へお尋ねください。

「障がい者福祉のしおり」は市ホームページからもご覧いただけます。

右のQRコードをご参照ください。



ながおかきょうししょう しゃそうだんいん こえ 長岡京市障がい者相談員の声①

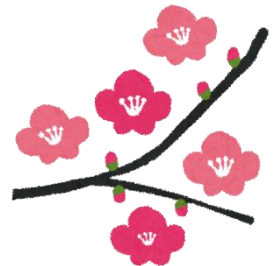
しんたいししょう しゃそうだんいん 身体障がい者相談員

みなさん、こんにちは。私は左手が不自由です。
仕事をしながら相談員業務をしています。
今は、携帯やパソコン等の検索ツールやコミュニケーションツールがたくさんあり、便利に感じる
反面、活用方法が理解できなかったり、操作方法が分からず必要な情報が得られずに困っている
方もおられるのではないのでしょうか？
どうしようかな？？と思われたときは、遠慮なく障がい者相談員が長岡京市障がい福祉課にご
相談ください。

ながおかきょうししょう しゃそうだんいん こえ 長岡京市障がい者相談員の声②

ちてきしょう しゃそうだんいん 知的障がい者相談員

私が障がい者相談員に携わって、かれこれ20年以上になるのでしょうか。
障がい者相談員の委嘱状は当初、京都府から送られていましたが、その後は長岡京市に移管され、
現在は、「長岡京市知的障がい者相談員」となっています。
障がい者相談員は、基本、障がい者自身によるピアカウンセリングの形をとりますが、重度の
知的障がい者の場合、本人がその役を担うことができないため、代わって親が相談員となってい
ます。
私の息子は、現在、31歳で、重度の知的障がい(療育手帳A判定)の他、身体障がいも1級の
重度障がいがあります。生後間もなく、身体各所に奇形がみつきり、知的にも1歳過ぎまでは、いく
つかの言葉も話せ、歌も歌えていましたが、2歳前までには、言葉も歌も失ってしまいました。
医者から告げられる、各局面での告知には、その都度辛い思いもしましたが、障がいの進行は、
徐々に進んだこともあり、いつの間にか、「自然なものとして」受け入れられるようになっていった
ように思います。
とはいえ、食事、排泄ほか、生活全般において全面介助を必要とする子育ては、決して容易なもの
ではありませんでした。夜の不眠、しばしば起きる夜間付き添いが必要な緊急入院、養護学校(現
在の支援学校)の送迎バスへの送り迎え、夏休み等の長期休み期間の学童保育の自主運営などな
ど、ありとあらゆる点で、親への負担は相当なものでありました。
そんな「苦難の」歴史はありましたが、現在は、徐々に整備されてきた公的な支援制度もあって、
平和で安定した生活を送れるようになっていきます。
息子がいたおかげで、障がい者相談員にも携わるようになり、“Less Vocal People”と呼
ばれる、自分自身の声を上げられない人の存在についても知る機会が増えました。
国や地方自治体の担う公的な相談支援業務とは異なり、「0次相談」と位置付けられる我々の相談
業務での聞き取りの内容は、多くの場合、「誰に相談してよいか分からない...」「役所に相談する内
容ではないが...」「何を相談してよいか頭の中がまとまらない...」といった内容から、「愚痴を聞い



てくれますか？」といった内容も少なくありません。つまり、我々の役割は、「なかなか話しづらい」内容や、「聞いてもらえそうな人が身近にいない」場合に、いつでもどうぞの態勢で「愚痴の聞き役」を担う役割、と感じています。

これまでの相談支援の業務では、様々な相談をお聞きしてきました。なんとか解決の一助となった場合も僅かながらありましたが、多くの場合、「愚痴の聞き役」であったように思います。

この相談業務を、市役所の分庁舎3で行っていた頃は、私が担当した相談者の数は、数年間で数人程度でしたが、相談場所が現在の新庁舎に移ってからは、多くの相談者の方がお見えになられるようになり、非常にやりがいを感じています。

「愚痴、大いに結構！」の態勢でお待ちしておりますので、何かご相談事があれば、どうぞご遠慮なくお越しくださいませ！



コラム① ヘルプマークって何？



ヘルプマークは、援助が必要な方のマーク

ヘルプマークの赤は支援を必要としていること、ハートは相手にヘルプする気持ちを持っていただくという意味を含んでいます。外見からは分かりにくいけれども、援助を必要とする方のためのマークです。

どんな方々がつけているの？

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々です。

ヘルプマークマークを付けている方を見かけたら

このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークを受け取るには

長岡京市役所では、障がい福祉課と健康づくり推進課の窓口で、1人1つお渡ししています。費用は無料です。また、障がい者手帳や診断書等の提示や書類での手続きは不要です。ご利用をご希望される方が、窓口でお声をかけて頂ければお渡すことができます。ご利用をご希望される方ご本人が、窓口にお越しいただくことが難しい場合は、ご家族にお渡しすることも出来ます。

ご希望の方はお気軽にお声掛けください。

コラム② 「合理的配慮」を知っていますか



合理的配慮とは

障がいのある方から「配慮をしてもらいたい」と意思表示があった場合、過重な負担とならない範囲において必要かつ合理的な配慮を行うことです。

具体的には…

- 飲食店で車いすのまま食事をしたい。⇒ 車いすのまま着席できるような店のいすを移動させる。
- 難聴のため筆談をもらったが、文字が細く小さくて読めない。⇒ 太いペンで大きく書く。等

“過重な負担”の判断は、具体的な場面や状況に応じて異なりますが、「前例がない」「特別扱いできない」「もし何かあったら…」 「〇〇障がいのある人は…」といった考え方は避け、可能な範囲でどのような対応ができるか、建設的な解決策を共に検討することが重要です。

令和6年4月から民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました

障害者差別解消法により、従来から行政機関には合理的配慮の提供が義務付けられていました。令和6年4月1日からは、民間事業者についても合理的配慮の提供が義務化されました。

“民間事業者”には、企業だけでなく、営利・非営利問わず、個人事業者やボランティア組織なども含まれます。

コラム③ あなたも“あいサポーター”になりませんか？

あいサポーター研修



長岡京市では、多様な障がい特性を学び、障がいのある人が困っているときに“ちょっとした手助け”を実践する“あいサポーター”の養成を行う、「あいサポーター研修」を実施しています。

長岡京市は、平成30年4月に施行した「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」の趣旨を踏まえ、平成30年5月に鳥取県と「あいサポート運動協定」を締結しました。

「あいサポート運動」とは、平成21年に鳥取県から始まった運動であり、“あいサポーター”の養成を通じて、誰もが暮らしやすい社会を目指す取り組みです。

「あいサポーター研修」は出張で実施することも可能ですので、団体やサークルの研修、学習会の機会にぜひご活用ください。また、個人で受講することもできます。

ご興味のある方は、障がい福祉課までお気軽にご相談ください。

発行：長岡京市健康福祉部 障がい福祉課

電話：075-955-9549 ファクス：075-952-0001 Eメール：syogaifukushi@city.nagaokakyo.lg.jp